

## 地域主権一括法の施行に伴う道路構造等に関する条例制定について

### 1 条例委任の経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権一括法）」に基づき、平成 23 年 5 月 2 日に第 1 次一括法が、同年 8 月 30 日に第 2 次一括法が公布された。これに伴い、道路構造令等の政省令が改正され、都道府県道及び市町村道（以下「地方道」という。）の道路構造の一般的技術的基準等が条例委任されることとなった。（裏面参照）

これまで政省令で定められていた基準は、地方公共団体が条例で定めることとなったため、以下の内容で条例制定を行うこととする。

### 2 改正された法令及び内容

	法令名	改正された内容
(1)	道路構造令	地方道の構造の技術的基準は、設計車両（注 1）、建築限界（注 2）、橋等の設計自動車荷重（注 3）に関する基準を除き、政令で定める基準を参酌して、各道路管理者が条例で定める。
(2)	標識令	地方道に設ける案内標識及び警戒標識の寸法、文字の大きさについて、国土交通省令で定める基準を参酌して、各道路管理者が条例で定める。
(3)	道路移動等円滑化基準省令	道路管理者は、移動等円滑化のために必要な道路の構造について、省令で定める基準を参酌して条例で定める。

※注 1. 設計車両；道路設計の基礎となる自動車の寸法等

注 2. 建築限界；トンネル等における空間確保の限界

注 3. 設計自動車荷重；橋等の工作物での荷重に対する必要な強度

### 3 中野区の条例案作成の考え方

道路の連続性に配慮し、道路管理者として東京都が制定予定の条例案との整合を図る。但し、東京都条例案のうち中野区が管理する道路に該当しない内容は、中野区条例案から除く予定である。

### 4 今後の予定

平成 25 年中野区議会第 1 回定例会に条例案を提案

(参考)

## 一括法関連の経緯

- 平成18年12月 地方分権改革推進法成立
- 平成23年5月2日 『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』第1次一括法 公布  
⇒道路構造令・標識令が対象

### ●道路構造令

地方道の構造の技術的基準は、設計車両、建築限界、橋等の設計自動車荷重に関する基準を除き、政令で定める基準を参酌して、各道路管理者が条例で定める。

### ●標識令

地方道に設ける案内標識及び警戒標識の寸法、文字の大きさについて、省令で定める基準を参酌して、各道路管理者が条例で定める。

- 平成23年8月30日 同 第2次一括法 公布  
⇒道路移動等円滑化基準省令が対象

### ●道路移動等円滑化基準省令

道路管理者は、移動等円滑化のために必要な道路の構造について、省令で定める基準を参酌して条例で定める。

- 平成23年12月26日 道路構造令の改正 公布
- 平成24年2月27日 標識令の改正 公布
- 平成24年3月1日 道路移動等円滑化基準省令 公布
- 平成24年4月1日 一括法 施行

但し、経過措置として1年間を政省令のみなし期間として認めており、平成25年4月1日までに、条例を施行させる。